

令和7年第3回（7月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和7年7月15日 開会

令和7年7月15日 閉会

西伊豆町議会

令和 7 年第 3 回（7 月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（7 月 1 5 日）

○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	3
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
○職務のため出席した者.....	4
○開会宣告.....	5
○開議宣告.....	5
○議事日程説明.....	5
○会議録署名議員の指名.....	5
○会期の決定.....	6
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	18
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	22
○議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	26
○閉会宣告.....	29
○署名議員.....	31

西伊豆町告示第 8 4 号

令和 7 年第 3 回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 7 日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和 7 年 7 月 1 5 日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 令和 7 年度木質バイオマス発電施設整備工事請負契約の締結について
- (2) 令和 7 年度社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事請負契約の締結について
- (3) 令和 7 年度仁科地内町道整備工事請負契約の締結について
- (4) 令和 7 年度安良里漁港浚渫工事請負契約の締結について
- (5) 令和 7 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１番 堤 圭 祐 君

３番 中 島 健 君

５番 河 内 ひとみ 君

７番 加 藤 タヅ子 君

９番 仲 田 慶 枝 君

２番 土 本 直 矢 君

４番 磯 清 彦 君

６番 山 本 豊 君

８番 浅 賀 元 希 君

１０番 高 橋 敬 治 君

不応招議員（なし）

令和7年第3回（7月）臨時町議会

（第1日 7月15日）

令和7年第3回（7月）西伊豆町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和7年7月15日（火）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第38号 令和7年度 木質バイオマス発電施設整備工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第39号 令和7年度 社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線
拡幅工事請負契約の締結について

日程第 5 議案第40号 令和7年度 仁科地内町道整備工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第41号 令和7年度 安良里漁港浚渫工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第42号 令和7年度 西伊豆町一般会計補正予算（第2号）

出席議員（10名）

1番 堤 圭 祐 君

2番 土 本 直 矢 君

3番 中 島 健 君

4番 磯 清 彦 君

5番 河 内 ひとみ 君

6番 山 本 豊 君

7番 加 藤 タヅ子 君

8番 浅 賀 元 希 君

9番 仲 田 慶 枝 君

10番 高 橋 敬 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 星 野 淨 晋 君

副 町 長 高 木 光 一 君

教 育 長 鈴 木 秀 輝 君

総 務 課 長 高 橋 昌 子 君

まちづくり 戦略課長	長島 司 君	産業振興課長	木野 のぶ子 君
健康福祉課長	鈴木 一博 君	防災課長	真野 隆弘 君
建設課長	久保田 寿之 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野 浩正	書	記	船津 康予
--------	-------	---	---	-------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

本会期中、暑いようでしたら上着を外して結構です。

質問、答弁は的確にわかりやすく、要領よく行ってください。

また、発言される方はマイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようにお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めましたものの名簿は、お手元に配付の通りでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋敬治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

4番 磯 清彦 君、

5番 河内ひとみ 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋敬治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第38号、令和7年度木質バイオマス発電施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第38号は令和7年度木質バイオマス発電施設整備工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。議案第38号、令和7年度、木質バイオマス発電施設整備工事請負契約の締結についてです。本工事の契約方法は制限付一般競争入札による契約になります。契約額は3億6,883万円で、契約の相手方は青木・国本特定建設工事共同企業体です。事業の趣旨でございますが、本工事は建築材としての価値の低い木材を燃料として熱や電気を発生させる装置を整備するものです。仁科拠点として、保健センター裏側に発電施設の建物を建築し、発電設備1基を整備します。また、宇久須拠点は、AGCミネラル株式会社の工場建屋をお借りし、その中に発電設備2基を整備いたします。

1枚おめくりいただき、2の工事概要をご覧ください。（1）仁科拠点の①発電施設の建物については、敷地面積が516.12平方メートル。建築面積が101.50平方メートル。延べ床面積が108.50平方メートル。建築構造としては鉄骨造の平屋建てになります。発電施設は小型

の木質バイオマス発電装置が1基、それから既存の手配湯所の温泉加温設備の改修工事が一式になります。(2)の宇久須拠点についてですが、発電施設の建物についてはAGCミネラルさんの工場建屋をお借りすることになります。発電施設については、小型木質バイオマス発電装置が2基、木質チップ乾燥機が1基、ウッドチップパーが1基、高圧受電設備が1台になります。工期につきましては、本議会議決後の翌日から令和8年3月23日までとし、年度内の完成を目指しております。

1枚おめくりください。こちらは建設工事請負仮契約書の写しになります。

1枚おめくり、図面をご覧ください。図面資料1については仁科拠点の配置図になります。以前、消防署があったときに職員の駐車場となっていたスペースをお借りし、そこに建屋を建築します。

1枚おめくりください。図面資料2になります。こちらは仁科拠点の立面図になります。

1枚おめくりください。図面資料3、こちら仁科拠点の機器の配置図になります。発電設備の横には乾燥済みのチップを保管するサイロを置き、自動でここから燃料が供給されると。サイロの中に燃料が少なくなってきましたら宇久須拠点からトラックで燃料を運搬し、投入するという資料になっております。

図面資料4をご覧ください。こちらは宇久須拠点の機器配置図になります。左下にウッドチップパー、こちらで木材を裁断し、乾燥前のチップをサイロに投入します。そのサイロから乾燥機の方に、こちらも自動で供給をし、乾燥済みのものを乾燥済みサイロの方に投入をいたします。また乾燥機からですね、仁科拠点に運ぶチップについては、こちらをトラックに投入をいたします。添付した写真については、宇久須拠点の現在の様子になります。こちらの写真は7月上旬に撮影したものになります。写真1が外観、それから写真2が内部構造になります。内部に機材がまだ一部残っておりますけど、それは今現在、撤去途中ということになります。それ以降のカタログ資料につきましては、設置する予定の機器のカタログになります。

説明は以上になります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか、質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

6番、山本豊君。

○6番（山本 豊君） 質問させていただきます。一般会計予算3億7,568万8,000円で、3月議会で可決しております。令和7年2月2日、3億6,883万円で、説明がありましたように落札しておりますが、落札率が98.17%です。また、他の事業におきましても99.4%という事例もありまして、近年の工事におきましては、落札率が高い状態が続いております。このことについて、若干、一般的に言われます談合や輪番制といったものも考えられますので、そういったことがないとは思いますが、念のため、入札制度や契約の手続き、チェック体制についてお伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。今回、落札率ですけれども、99.9%ということで落札されております。それについては、問題はないと考えております。国は歩切りの禁止や、低価格によるダイピングの禁止をうたっており、落札率が高いということは積算技術の向上や適切な下請価格、成果品の品質向上に繋がると考えております。なので、そういう面で考えておりますが、この落札率については、私たちの方では妥当と考えております。

○議長（高橋敬治君） 他に。

5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 5番、河内ひとみです。今のに関連するんですけれども、他の企業の入札はなかったんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。入札参加につきましては、今回JVを組んでということで、かなり広範囲の事業体さんが入られるような仕組みでお願いをいたしましたが、実際は2つのJVしか入札には参加の意思を表明されませんでした。また1つのJVにつきましては、そもそも最終的な入札のときには辞退届が出ましたので、入札をしたのは、実際は1社です。ただ私たちはどなたでもは入れるように、間口を広げてのJVを受け入れておりましたので、最終的には1社になりましたが、どなたでも入る条件はつけております。

○議長（高橋敬治君） 他にありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

8 番、浅賀元希君。

○8 番（浅賀元希君） はい。私は反対の立場で討論いたします。今回の議案は、木質バイオマス発電整備工事請負契約の締結についてであり、契約内容そのものについては問題ないと判断しております。どうして反対なのかということではありますが、議会では6月6日に木質バイオマス発電施設整備工事施工監理業務の補正予算 730 万円を減額修正しました。その後、議員は木質バイオマス発電に関し、林業事業体や森のエネルギー関係事業者の方にお話し、勉強会を開催してきました。また、当局主催の地区説明会にも参加して参りました。私自身、これらのことを踏まえましても、町内の森林整備は進めるべきだと強く思っておりますが、バイオマス発電事業そのものが、森林整備に有効な事業であるという納得には至りませんでした。また、先日 500 名を超える署名とともに、住民の方から議会に請願書が提出されました。請願趣旨は、木質バイオマス発電事業の運営方法に大きな懸念を抱いているため、事業の中止を求めるとともに、森林事業の推進や資源化のため、別途協議をしていただきたいとのことでありました。このような住民の声を無視し、事業の継続を進めるわけにはいかないとの考えであります。また、住民の多くの方がバイオマス発電事業の中身がわからないと言っている方もいます。担当課の職員の皆さんは大変な苦勞をしていることは十分承知していますが、残念ながら現状はそのような状況となっています。地区住民説明会で、町長は議会も住民に説明責任があると言われました。そのことは私自身、異論はありません。もっと議員として住民に情報提供を行う責任があると思います。同じ失敗をしないように、肝に銘じておきます。その上であえて申し上げますが、新たに大きな事業を進めるには、多くの住民が知らない状況で実施するべきではないとの考え方であります。以上の理由から、今回検討しているバイオマス発電事業を取り止め、時間を費やしてでも新たな対策を議会とともに検討していただきたいとの観点から議案第 38 号、令和 7 年度木質バイオマス発電事業工事請負契約の締結について反対します。以上であります。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番、仲田慶枝君。

○9 番（仲田慶枝君） 私は、この議案に賛成の立場で討論いたします。この議案は、すでに3月定例会において可決された木質バイオマス発電施設整備工事が執行されるために必要な契約でございます。速やかに請負契約を締結し、事業を進めるべきものです。よって、私はこの議案に賛成いたします。とはいえ、現時点では今、浅賀さんがおっしゃったように、こ

の事業の執行そのものを覆す動きになっております。議会として機関決定した事業を議会が覆すなどありえません。これは重大なルール違反であり、議会人として容認されるべきものではないと私は考えます。そもそも木質バイオマス燃料加工利用施設の設置というのは、第2次西伊豆町総合計画に策定されているもので、この総合計画は住民アンケートに始まり、まちづくり懇話会、西伊豆町総合計画審議会の審議を経て取りまとめられたものです。住民の意見が反映されているものであり、粛々と実行するべきものなのであります。今更このような主張は本来なら不要と考えますが、私はこの事業には有効性、必要性があると判断しております。今日は、その理由をここで述べさせていただきます。木質バイオマス発電施設整備工事業の有効性必要性について。まずは当町における森林整備の必要性です。地区での説明会でも町は説明しています。森林が町の総面積の約9割を占める。手入れの行き届かない森林が多く、荒廃が進み、水源涵養や土砂災害防止などの山林の持つ機能が著しく低下している。森林整備のサイクルを早めることは、私たちの町にとって、とても重要なことでございます。そこで少しでも費用を削減できないか。林業従事者が増えて整備を早めることはできないかと考えたところの木質バイオマス発電の事業化と考えています。C材の輸送費はほぼ半減になることで収益が上がり、民有林も含め、森林整備の意欲が湧きます。林業事業者が増える、林業従事者が増える、すなわち町内での雇用が発生することも見込めます。林業事業体の基盤強化を図ってどこが悪いのか、また山に打ち捨てられていた端材も使えます。それらを回収することで、災害リスクは大きく改善します。では発電ではなく、チップ材での出荷でいいのではないかとということもございしますが、買取価格については、チップにしても、ウェットベースは変わらないので買取価格は材のままと同様です。輸送費も同様にかかります。かえってチップにする手間代と機材代金が余計にかかることとなります。またチップは園芸や農業でマルチング材や土壌改良材として使われ、雑草の抑制や土壌の水分保持に役立つということもあるようです。ただかつて歩道の雑草防止に使ったところ、ウッドチップを使ったところ、たばこのポイ捨てによる火災が頻発し、現在では、多くは石を使うことに変更し、ウッドチップを使うことはほとんどありません。火災の心配を考えますと、導入していいのか、どのくらいの需要があるのか大変疑問です。私はチップ材のみの事業化は有効とは考えておりません。さて、1,500トンの材の調達についてです。これに不安を抱くということもございしますが、令和5年度の町有林、民有林合わせて4事業者さんのうち2つの業者さんだけでも町内の合計素材生産量は約5,300立方メートル、このうち4割がC材、これを重量計算いたしますと約1,700トン。現時点では他の取引先さんがありますから、将来的に

は出せる数字は1,400トン強。令和7年度以降の計画量を見ても、令和5年度同様の計画が立てられています。安定的な供給が望めます。他の2事業者さんの生産量、さらに賀茂郡下の他市町からの材を買い取れば1,500トンは可能との試算が出ています。それを、これをですね、将来的に広げていこうというのが今回の事業だと私は把握しております。以上の根拠で調達可能と判断いたします。すなわち採算がとれると考えます。今回のこのデータは複数の林業事業体さんが出してくださいました。名前を出しても構わないとも言ってくださいました。町の森林整備に携わってくださる事業体さんへの最大限の感謝の気持ちを持って、ともに歩む道を町が模索する、私は人として当然と考えております。次に、環境問題へのコミットです。この事業は化石燃料の使用を減らし、脱炭素社会を目指す取り組みです。今に生きる私たちが取り組まなくてはならない未来への責任です。可能性があるのならできることから取り組む、それは当然と考えます。人口6,500人の小さな町でも、化石燃料の使用を少しでも減らす、地球温暖化対策に取り組んでいる、毅然として環境問題に取り組む西伊豆町、私は素晴らしいと思います。そうあって欲しい。先日、ジオパークでユネスコの審査が入りました。数日間かけて伊豆半島を1周する審査でございましたが、直後の公表でユネスコは、伊豆は気候変動への関与がほとんど見られないねということを言われました。もっと積極的に関わり、気候変動について住民に知らせるべきだというものでした。この木質バイオマス発電事業は、まさしく気候変動への対策、二酸化炭素排出抑制の取り組みです。またですね、当町は観光業が第1産業です。観光には木が大事、木、目に見えない雰囲気、空気、やる気、本気です。その活力ある地域というのが魅力となって、観光客を引きつけるんです。西伊豆町は小さい町だけど、再生可能エネルギー、CO2削減に取り組んでいるね。元気な町だね、行ってみようか。観光集客における効果としては、これはあなどれないものでございます。この点をもってしても地球温暖化に抗うことになぜ反対するのか、私には理解できません。次に、津波浸水想定区域内での建設についてです。何より事業として売熱需要のあるところに建てるのは当然のことです。それが当町においては、津波浸水想定区域内だからだめだという話にはならないと私は考えます。当町においては、住宅も含め、すべての建物を津波浸水想定区域外に建てる、移すということには現実味はありません。面積が足りません。もちろん、住民の皆様も住宅を建て直すなどのチャンスがあれば、津波浸水想定区域外に建てて欲しいです。町の施設も同様です。でもすべてを浸水想定区域外に移すのは困難なのです。ならばどうすみ分けをするのか。東日本大震災で甚大な被害をこうむった福島県南相馬市、私はこの春、視察に行きました。担当者にもお話を伺いながら学んで参りました。南相馬市

の復興整備計画における土地利用方針では、津波被害を受けた農地については、農用地として再生する一方、防災・集団移転促進事業として農地以外としても、海岸防災林野再生エネルギー基地、工業団地として利活用を図る。再生可能エネルギーゾーンは、東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所の事故をきっかけにエネルギー転換を目指し、風力太陽光、バイオマス発電など再生可能エネルギー基地を整備し、エネルギーを地産地消できる環境づくりを推進するとあります。南相馬市においても、すべてを津波浸水想定区域外に移すことは不可能なのです。津波が浸水したエリアでは絶対寝ない。津波避難施設を作りながら、人があまり集まらない施設をここにつくるという復興整備計画です。実際に被災したところが作られる復興計画には重みがあり、学ぶところが多いと考えます。今後、西伊豆町は学校や役場など人が集まる施設の建設が予想されます。そういうものは絶対、津波浸水想定区域外に建設する。すべてを区域外に建設することができないならばすみ分けを図る。人が寄らない施設は浸水想定区域内に建設する。現在、提案の建設場所が港湾に近い、供給地に近い、需要があるところから近いなどの他の要素も考慮すれば、この建設予定地は、私は最適だと考えております。さて、最後になりますが、緊急時の発電施設として、これは大変有効です。可能であるならば、自前の発電施設を持つべきだと私は申し上げます。今は地球温暖化の影響で今日もそうですけれど、地震や地すべりなどの地質災害よりもですね、台風や豪雨などの気象災害の方が圧倒的に多い。発災時に自前の発電設備を持っていることが何と心強いことか。これができるという西伊豆町は、実は他市町からもうらやましがられているところでございます。先ほど申しました南相馬市でもエネルギーの地産地消ができる環境の整備を進めるとありました。私は少し防災のことを勉強しておりますが、いかに平時安心して暮らせるかということを考えております。備えあれば憂いなしということでございます。ぜひこの自前の発電施設は設置してもらいたいと考えます。以上、賛成理由を4点申し述べました。広い視野でこの事業のメリットをとらえるべきと私は考えます。先ほど浅賀さんも言ってくださいましたが、役場の職員はここまで何人かが数年かけて勉強、視察を繰り返し、検討してきました。町の将来をもって、一生懸命取り組んでくれました。私は彼らには及びませんが、関わる方々にお話を聞き、勉強して参りました。私は彼らを信頼します。ぜひ進めてもらいたいと考えます。この事業は町の今後のために必要と考え、私はこの請負契約の締結に賛成いたします。以上です。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

2番、土本直矢君。

○2番（土本直矢君） 2番議員の土本でございます。議案第38号、木質バイオマス発電整備工事請負契約の否決について反対の立場から討論いたします。本契約は、町が出資する第3セクターによるバイオマス発電事業に関するものであり、その前提となる事業計画について、私はいくつかの点で重大な懸念を抱いています。第1に、住民の理解と納得がえられていないことです。説明会では多くの住民から疑問や不安の声が寄せられましたが、行政はそれに対して、誠実に向き合う姿勢を十分に示さず、根本的な問いに回答を避ける場面も見られました。住民の声に向き合わないまま契約を進めることは、手続き的にも、倫理的にも問題があると考えます。第2に、事業計画の信頼性が著しく低いことです。原材料となる木材チップの安定調達の見込みは明確ではなく、供給の裏付けも不十分です。また、収支の見通しについても、投資金額を除いた運営のみにおいてですら、赤字になる可能性があります。採算が極めて疑わしい事業です。曖昧な資産と不確かな資源確保のもとに事業を進めるべきではないと考えます。第3に、事業の主体構造に重大なガバナンス上の懸念がある点です。本事業は町が8割出資し、町長が代表取締役を務める第3セクターによって実施しようとしています。このような体制では、行政と事業者の立場は混在し、行政への監視や説明責任が実質的に果たされにくい、極めて不健全な構造です。住民や議会が本当に納得できる形で事業のチェックが行えるのか、大きな疑問が残ります。第4に、森林整備という政策目的との整合性がとれていない点です。本来、この事業は森林整備の一環として企画されたはずですが、現在は無理にバイオマス発電というエネルギー政策と結びつけられ、本質がぶれているように見えます。林業支援というのであれば、エネルギー事業に固執する必要はなく、目的に対して最適な手段を冷静に見直すべきです。第5に、代替案の検討が不足しているということです。森林の整備の目的達成には、町が主体となるより民間事業者へのチップ加工支援や小規模バイオマス発電機の導入への補助制度など、より柔軟で実効性が高い方策があるはずです。住民の税金を投じる以上、最も効果的な手段を比較、検討する責任があると考えています。以上の5点の理由により、現時点でこの契約に同意することは、住民の信頼を損なう結果となりかねず、将来的なリスクも大きいため、私は本議案に反対いたします。加えて、本事業は20年という非常に長期にわたる計画でありながら、その効果やリターンが極めて限定的です。これほどの規模と期間を要する事業を行政が主体となって推進することが本当に町の利益になるのか、私は今一度、立ちどまりより浸透に検討、見直しする必要があると強く感じています。以上です。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番、磯清彦君。

○4 番（磯 清彦君） はい。4 番議員の磯清彦でございます。私はこの事業に賛成の立場で討論をさせていただきます。町民の方々への説明が不足していて、待ったをかけた方が良いのではないかと考え、バイオマス発電中止の請願書に名前を連ねたのですが、その後、7 月 10 日にバイオマス発電の研究所を見学し、また昨日、西伊豆町の山の現状を実際に目で確認したいと思い、現場を見に行き、考えが変わりました。昨日、鷹ノ巣の残土処理場、一色から吹野山、宮ヶ原の伐採現場などを見てきました。西伊豆町の山は手入れが行き届かず倒木だらけで、土砂と一緒に流出したら危険だと感じる場所が多くあり、急いで手入れしなければいけないという感想を持ちました。また、帰りに林業者の方と話をしたのですが、発電所など木材の消費地が近くにあれば、山の手入れのスピードは上がる。持続可能な社会のモデルの 1 つとして、子供たちの教育のツールになる視察旅行など、レジャーだけでなく、西伊豆町の新たな観光資源になりうるなどの話を伺いました。単に売電、売熱だけでなく、こういった付加価値をもたらす可能性もあると考えるようになりました。西伊豆町の荒れ果てた山を少ない費用で整備してもらえる良い機会ではないかと思うようになりました。ただし、町当局の町民への説明が足りないなど、事業の進め方には疑問が残ります。町民への周知の徹底、山や実際の発電設備の視察を行うなど、町の皆さんの理解を得られるよう、しっかり説明をやること、近隣の住民の皆様に迷惑がかからないように万全の対策を講じること、森のエネルギー社が赤字になっても金融機関から資金調達をするなど、町に頼らないこと、また、津波など被害があった場合に、再構築できるだけの保険をかけておくことなど、これらを条件にバイオマス発電に賛成したいと思います。結びに、西伊豆町の山の整備に日々尽力されている方々に感謝を申し上げたいと思います。以上、私の討論を終わります。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

6 番、山本豊君。

○6 番（山本 豊君） 私はこの事業に反対をしておりますが、バイオマス事業につきましては、推進派です。

○議長（高橋敬治君） もう少しマイクを近づけてください。

○6 番（山本 豊君） 反対につきましては、6 点ほど説明させていただきます。これまで町内 5 ヶ所で事業の説明を行い、そのうち柴地区では 3 回、仁科地区では 1 回の説明会を開催しております。しかし、柴地区及び仁科地区の住民は本事業の説明を納得していない状況です。また、その他の地区ではバイオマス発電って何、聞いたこともないという意見が多くあ

り、事業の説明責任が果たせていないと考えております。さらに住民から、反対しても事業は進めるのですかととの質問があり、当局は林業全体の推進のためにと説明していますが、チップ事業など川下の整備方針は幾つか考えられます。発電にこだわる理由がわかりません。

2つ目としまして、営業利益は年間平均 400 万円程度発生しております。これにはバイオマス発電とは直接関係のない木育森林事業体験アセット活用ツアー事業、西伊豆町林業教育事業からの年間収益 200 万円が含まれております。この事業を行う人材がバイオマス自発電事業に含まれているのか、またこの発電事業に関わりなく実施できるのであれば、切り離して検討する必要があるのではないかと考えております。したがって、発電事業で得た利益、年間 200 万円は、果たして森林事業を支援する財源として成り立つのか疑問に思います。

3番目としまして、6月の一般質問において、20年間に1、2回程度、発電機の取り替えが必要になるのではないかと私が説明いたしました。その後、7月4日に株式会社トビムシより20年間のメンテナンス費用には10年の定期メンテナンスでガス化炉の交換が含まれているとの回答がありました。以前は何ら回答がなかったものですので、この事業に10年間でガス化炉の交換が含まれているということ、初めて先日確認することができました。発電事業を始めようと計画している事業者及び関係者がこの重要なメンテナンス内容を把握していないことは大きな問題です。ボルトの発電機は、フィンランド製で世界での設置経過年数は12年、国内では8年です。長期メンテナンスでは様々な課題を想定し、対応する必要があり、契約内容を隅々まで把握することは基本中の基本です。バイオマス発電事業の経験を有しない事業者が事業を行うことに対して、契約内容や町民への説明責任を遵守できるのか。大きな疑念が生じます。

4番目としまして、バイオマス発電事業、必要なC材は町有林、民有林を含めて年間約1,000トン程度と確認しております。残りの500トンを確認するためには、新たな伐採事業を町の財源で発注するか、西伊豆町以外から購入する必要があります。新たな伐採事業には年間1億円程度の予算が必要であり、バイオマス発電の収益、年間200万円では到底賄うことができません。また、西伊豆町以外から間伐材を購入することは、町の森林事業に貢献できません。従って、森林事業の拡大を目的としたバイオマス事業は成り立たないことが明白です。

次に5番目としまして、予定地は南海トラフ地震による津波の浸水想定区域内です。木質バイオマス発電施設を20年間稼働させた場合、津波被害に遭う確率は80%以上と非常に高く、地域安全を脅かす大きなリスク要因となります。また、津波被害後は、事業の継続は不可能で財政上、保安上、大きなリスクを抱えております。町長は所信表明で失敗を恐れずチャレンジしなければ生き残れないと言われております。失敗による損失

は住民が支払うことになります。失敗を恐れないとは、失敗の責任を自ら負う覚悟が前提になるのではないかと思います。6 番目としまして、バイオマス発電事業は 10 日に事業停止の請願書が出されました。請願書の署名 500 人以上、推薦議員 6 名によるものです。これは事業への様々な懸念が解決されていないためです。同様の件で、認定こども園は仁科中学校裏山への設置要望が出され、調査結果が出るまで、第 1 候補地の検討は中止状態となっております。請願書を重視し、バイオマス事業は一旦停止し、課題の解決に当たるべきと思います。以上が反対の理由ですが、これまで多くの方がこの事業を検討し、労力と時間を費やしてきました。よりよい事業になることを期待して、反対表明をさせていただきます。以上です。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

5 番、河内ひとみ君。

○5 番（河内ひとみ君） 木質バイオマス発電施工整備工事請負契約に対する反対意見を述べます。私は先日の仁科地区の説明会に参加して、会場にいたほとんどの人がこの事業に対することに納得しないまま終了し、本当に木質バイオマス発電事業を西伊豆町が会社を設立してまでやって良いのか、疑問をますます生み出しました。今回の審議は契約に関する審議でございます。森林資源を利用した木材産業は納得いく事業でもありますし、森林整備に必要な事業と理解できます。バイオマス発電に対する審議ではありませんが、しかしながらどうしても納得できないため反対とします。この事業を設置する宇久須、仁科地区は、両方とも津波による浸水想定区域内にあることです。特に宇久須地区については、目の前が海です。仁科地区については、温泉を温めるために健康センターの裏になっています。30 年以内に 80% も引き上げられた南海トラフ地震と言われる中で、もろに津波被災を受ける場所に設立しなければならないのか、とても防災的観点から考えると適切な場所ではありません。町長の答弁では、A G C ミネラル工場建屋や新たな建設をするより、すでに設置されている建屋を使うためコストダウンとなることや、運搬する費用のコストダウン、仁科地区においては、隣が温泉を温める設備の隣なので、コストダウンに繋がると説明されています。コストダウンを本当に考えるのであれば、津波が起こった場合、浸水予定区域です。使えなくなった機械の修理や故障、買い替えを考えれば、発電事業をこの場所にとすることと、津波が来ない安全な地域に設立することを含め、もっと時間をかけて研究調査が必要と考えます。早急に契約するには、住民の理解をえないままでは時期早々かと思います。特に宇久須地区では長年

公害に悩まされ、ようやくほっとしたところに新たな公害問題になりかねない事業をまた押し付けるのかと、住民の感情を煽り立てるような場所でもあります。今回、請願書の署名を住民からいただきながら、この事業について何も知らない、反対とも賛成とも言えないという声も多く聞きました。説明不十分の中、無理に進めると思っています。将来への人口減少し、税収がもっと減収します。今後、西伊豆町は学校や認定こども園の移転問題、水道管の老朽化、医療や介護問題、物価高昇による生活苦など、まず優先すべき課題を多く抱えています。木質バイオマス事業のF I Tの期間は20年間です。20年後には人口が減少し、労働人口や税収も減少する情勢が見えている中で、あえて町として会社を設立して維持できるのでしょうか。森林整備については、西伊豆町単独ではなく伊豆半島の大きな問題であり、西伊豆町だけにこだわらなくても良いのではないのでしょうか。森林問題は県や国、賀茂地区問題と考えます。町民の皆様の中には、この事業すら知らない人が大勢います。予算を強制的に、強行的に進めるには、請負契約をすぐに進めるのではなく、時間をかけて本当に必要なのか、町民とともに議論する時間が必要ではないのでしょうか。以上、反対討論といたします。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第38号、令和7年度木質バイオマス発電施設整備工事請負請負契約の締結については、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手少数であります。

よって原案は否決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時23分

◎議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第 4、議案第 39 号、令和 7 年度社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 39 号は、令和 7 年度社会資本整備総合交付金（町）月の浦井田子線拡幅工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。それでは議案第 39 号、令和 7 年度社会資本整備総合交付金事業、町道月の浦井田子線拡幅工事請負契約の締結について説明をいたします。本工事の契約方法は一般競争入札による契約になります。契約金額は 1 億 8,810 万円で、契約の相手方は有限会社国本組です。町道月の浦井田子線は、地区住民の生活道路として利用されていますが、道路が狭いため、今回、河川を暗渠化し、道路を拡幅する計画を施行します。

1 枚おめくりください。2 の工事概要になります。施工延長は 100.73 メートル。河川内に設置する構造物ですが、ボックスカルバート及び L 型開渠の設置を行います。L 型開渠については、起点部の端の取合部分を一部現場内の暗渠といたします。それから、路面排水の排水施設として横断水路工を 12 メーター、2 ヶ所設置をいたします。構造物の設置後、アスファルト舗装 517 平方メートルの施工を行います。工期でございますが、議会議決の日の翌日から令和 8 年 3 月 23 日までの 9 ヶ月とさせていただきます。ごめんなさい。27 までとさせていただきます。失礼いたしました。

1 枚おめくりください。こちらは建設工事請負仮契約書の写しになります。

1 枚おめくり、図面資料 1 をご覧ください。こちらは工事箇所の平面図になります。全体施工延長は 194.6 メートルになります。こちらを 2 年かけて、工事を施工する予定でおりまして、今年度については、下流区間の延長 100.73 メートルになります。

1 枚おめくりください。図面資料 2、こちらは道路及び河川の縦断面図になります。起点分についてはですね、潮の干満の影響を受ける位置になります。そちらを配慮した設計を今

回いたしております。

1枚おめくりいただき、図面資料の3をご覧ください。標準断面図になります。現在ある水路の位置を道路と水路の間の位置に移動させまして、その部分を暗渠化するという工事になります。既存断面を確保できるようボックスカルバートについてはですね、必要な断面の流量を確保しております。

1枚おめくりください。図面資料4については、構造物の構造図になります。まず左上のL型開渠につきましては、橋の取合の部分でL型の構造物、それからプレキャストスラブを設置し、一部現場内のコンクリートを打設するという形になります。またその上流、少し上流のところになりますけど、泥溜め部の設置をいたします。ここが潮の干満を受け、泥が溜まるだろうと思われる位置ですね。についてになります。一部その水深を深くしてですね、上部をふた形状に設置して重機で掻きだすことができるような構造としております。それから条例については、ボックスカルバートの内径幅が3メートル、高さが1メートルのボックスカルバートを設置いたします。そのさらに上流部については、だんだん流量が少なくなる。それから縦断勾配がきつくなるということで、流量計算の結果、ボックスカルバートの内径断面が2.3メートル幅ですね、2.3メートルの高さが1メートルということになります。

説明は以上となります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

ごめんなさい。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 39 号、令和 7 年度社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事請負契約の締結については、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員でございます。

よって議案第 39 号は原案の通り可決されました。

◎議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 5、議案第 40 号、令和 7 年度仁科地内町道整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） はい。議案第 40 号、令和 7 年度仁科地内町道整備工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。議案第 40 号、令和 7 年度仁科地内町道整備工事請負契約の締結についてです。本工事の契約方法は指名競争入札による契約になります。契約額は 7,865 万円で、契約の相手方は有限会社国本組です。本工事は西伊豆中学校跡地横を通る町道浜寺川線から県道伊東西伊豆町線に接続する連絡町道を新設するものです。この周辺には県道と接続している道路が 2 本ありますが、いずれも農道として整備されているため、幅員が狭く、車両のすれ違いが困難です。加えて、現在ある文教施設整備に伴う仮設道路に接する農地には進入路がないため、耕作者から道路を残して欲しいとの声もあり、地元地区から整備要望書が提出されているところです。これらを受け、本設道路にすることで地域住民の利便性向上に繋がるものと判断し、今回整備を行いたいものです。なお本事業につきましては、補助金や交付金を申請せず、令和 7 年度が制度の最終年度となります。旧合併特例事業債を借りる計画としております。

1枚おめくりいただき、2の工事概要をご覧ください。工事の規模です。施工延長が248メートル、車道幅員は4メートルの道路になります。ただ路側体が両側に50センチあるために全幅としては5メートルとなります。片側に歩道を設けます。幅が2メートルの歩道になります。それから、大型車が仮にすれ違いしたいというような場合も想定されますので、待避所兼駐車帯として1ヶ所、長さとしては31メートルの区間を設けます。主な工種です。まず、県道の取合部については、高さが県道に合わせる必要があるためコンクリートのブロック積み、こちらは160平方メートルほど整備いたします。その区間については、ガードパイプ、それから転落防止柵工というものを設置いたします。それから県道に沿って流れている農業用水路の部分の改修ですね、こちらを高耐圧ポリエチレン管で延長としては16.7メートル整備をいたします。次に普通河川念仏川の横断部分になりますけども、こちらについてはボックスカルバート内径が3メートル、高さが1.2メートルのものを設置いたします。延長としては7.8メートルになります。またその部分については、同様にガードパイプや転落防止柵工を設置いたします。その他、路面排水の構造物として、側溝等を整備いたします。最終的にアスファルト舗装車道部分について1,332平方メートル、歩道分については449平方メートルとなります。工期につきましては、本議会議決後の日の翌日から令和8年2月27日までとさせていただきます、年度内の完成及び供用開始を目指します。

1枚おめくりください。こちらは建設工事請負仮契約書の写しになります。

1枚おめくりください。図面資料1です。こちらは平面図になります。県道と浜寺川線の連絡通路ということですが、No.8、No.7あたりの付近ですね。ここが待避所兼駐車帯の区間になります。

図面資料2、縦断面図のほうをご覧ください。既存の仮設道路については、農業者に配慮して、過度な盛土をしていないという縦断勾配になっております。基本的にはそのものを踏襲し、一部水路横断部については、高さが盛り上がってしまうような構造になってしまいますけども、農業者に使いやすい道路ということを配慮した設計としております。

続いて図面資料の3、こちらが標準横断面図になります。まず右上の方を見ていただきますと、こちらは県道の取合の部分になります。既存の仮設道はですね、海側からちょっと曲がったような斜角で入る形になりますけども、今回、最終的にブロック積みを設置することで、県道と直角に交わるような道路になります。左上の待避所・駐車帯のNo.8付近になりますけども、車道幅員が4メートル、それから路肩部分が通常50センチのところ1.5メートル配置をいたしますので、全幅で言うと7メートル、プラス、そこのプラスの路肩がなり

ますので8メートルというようなイメージになります。

図面資料4の方の図面をご覧ください。こちら河川横断部の断面図になります。既存の念仏川の水路を一部壊しまして、横断する部分だけ、ボックスカルバートの方を、据えつけをいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第40号、令和7年度仁科地内町道整備工事請負契約の締結については、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって議案第40号は原案の通り可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第6、議案第41号令和7年度安良里漁港浚渫工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 41 号、令和 7 年度安良里漁港浚渫工事請負契約の締結について
でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 議案第 41 号、令和 7 年度安良里漁港浚渫工事請負契約の締結についてです。本工事の契約方法は制限付一般競争入札による契約になります。契約額は 1 億 1,000 万円で、契約の相手方は株式会社古川組静岡支店です。本工事は、安良里漁港に堆積した土砂の浚渫を行いたいものです。近年、漁港内の土砂堆積が進み、主に漁港に流れ込む河川、河口部に土砂が堆積しており、航路上の水深が浅くなったことで、漁船等の船底が擦るなどの事象が発生する状況となっています。このため、漁港機能の保全と河川の流下能力の維持を図ることを目的として、今回の浚渫工事を実施したいものです。

1 枚おめくりください。2 の工事概要です。本工事ではグラブ船を使用した浚渫と人力による浚渫を行います。浚渫土量はグラブ船によるものが 6,700 立方メートル、人力によるものが 190 立方メートルとなっております。

2 枚おめくりいただいて、資料 1 の図面、平面図の方ご覧いただきながら聞いていただければと思います。施工箇所です。まずグラブ船による浚渫が浜側の河口の部分ですね。近年、大雨が降ると浜川河口に土砂がすごく溜まってしまうと、河川内であれば、静岡県の管轄になりますので県が浚渫を行ってくれるということですが、その先ですね、漁港内の部分については町が施工しなければならないということで、特にこの航路が浅くなっているということで、浚渫をしたいものです。それから、その下ですね、宮川の河口付近の浚渫、それから藤高造船さんのところですね、湾内のところ、こちらもあわせてグラブ線の浚渫を行います。人力による浚渫は、網屋崎付近の沢の河口で実施する予定となっております。なお、浚渫の施行前に土質分析調査を実施し、有害物質の混入がないことを確認します。浚渫した土砂については、網屋崎岸壁において仮置し、乾燥させ、セメント改良を実施した上で、月原残土処理場に搬入する計画となっております。工期につきましては、本議会議決後の翌日から令和 8 年 3 月 23 日までとし、年度内の完成を目指します。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、浅賀元希君。

○8 番（浅賀元希君） 今、最後に説明のあった仮置きヤードの関係で、これまた月原の残土処理場の方に搬送するということですが、この費用については契約金の 1 億 1,000 万の中に入ってるってことでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。浚渫した土砂については水分を多く含んでおりますので、まず乾燥させる必要があると、場合によってはその土質が良くなければ、そのセメント系改良を得るわけですが、その改良したものを月原残土処理に運ぶ運搬費っていうものを当然、設計費の方に含んでおります。

○議長（高橋敬治君） 他に。

6 番、山本豊君。

○6 番（山本 豊君） 制限付一般競争入札による契約の体系をとっておりますが、制限つきという内容等、必要性についてご説明願います。また、浚渫に伴います泥水の発生、またその処理について説明をお願いします。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） それではですね、制限をつける根拠ですけれども、まずは町内業者を守ることです。これにより町内土木業者関連の技術力の向上と町内経済の活性化を目的としています。その関係上、制限をつけて、今回は入札をさせていただきました。以上です。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） ご質問、下水とおっしゃいましたか。

○議長（高橋敬治君） 手を挙げて。

6 番、山本豊君。

○6 番（山本 豊君） 浚渫がグラブ浚渫と人力浚渫というのがありまして、浚渫に伴う濁度の発生があるかどうかということと、その処理方法ですとか、技術的な内容をお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 仮置きする場所の土砂の飛散流出とか臭気対策という部分についてはですね、防護シートでの被覆、それから降雨時の土留め剤の設置、排水整理を適切に行うよう業者と協議をいたします。それから臭気についても速やかな改良処理と乾燥を行い

まして適切に管理するよう、受注者と調整してまいります。

○議長（高橋敬治君） はい、建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 施工中の濁りという、濁度という意味、濁りという意味でちょっと解釈をしますと、まずそのグラフ船で浚渫っていうのはクレーンで使うような、バケットがあつてそれを持ち上げるというような工法になります。その施工中の濁り対策というのがなかなかちょっと難しいのかなというふうに思います。それから人力の浚渫っていうのは、空気をジェット噴射させてですね、ちょっと汚泥がたまってるようなところがあるんですけども、そちらを散らすというような工法になります。なので、ダイバーが潜って空気管を持ってですね、ザーッとやるというようなもので、当然、濁りは多く発生すると思うんですけども。施工中はやむを得ないのかなというふうに、ちょっと皆さんにはご迷惑かけるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 他にありますか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 41 号、令和 7 年度安良里漁港浚渫工事請負契約の締結については、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって議案第 41 号は原案の通り可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 10 時 55 分

◎議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 静粛をお願いします。

休憩を解いて再開します。

日程第 7、議案第 42 号、今差し替えられましたんで、新しい議案第 42 号です。

令和 7 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 42 号、令和 7 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは、議案第 42 号、令和 7 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。今回の補正は歳入歳出総額にそれぞれ 2,415 万 9,000 円を追加し、それぞれの金額を 87 億 3,328 万 7,000 円としたいものです。

2 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金ともに、1,720 万円。18 款繰入金、1 項繰入金ともに、295 万円。20 款諸収入、5 項雑入ともに、400 万 9,000 円。歳入合計に 2,415 万 9,000 円を追加し、87 億 3,328 万 7,000 円としたいものです。歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。2 款総務費、1 項総務管理費ともに、50 万円。3 款民生費、1 項社会福祉費ともに、1,220 万円。5 款農林水産業費、3 項水産業費ともに、635 万円。6 款商工費、1 項商工費ともに、110 万円。8 款消防費、1 項消防費ともに、400 万 9,000 円。歳出合計に 2,415 万 9,000 円を追加し、87 億 3,328 万 7,000 円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第 1 表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略さ

させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載の通りでございます。

4ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。14款2項1目総務費国庫補助金1,220万円、こちらの重点施策地方交付金は歳出の3款1項8目価格高騰緊急支援給付金事業費に対する国庫補助金になります。補助率は10分の10です。14款2項4目農林水産業費国庫補助金500万円、こちらは海業取組促進事業に係る水産関係地方公共団体交付金で、歳出2款1項16目及び5款3項1目水産業振興費に対する補助金となります。補助率は10分の10となります。20款5項1目雑入400万9,000円、こちらは歳出の8款1項2目の消防団員退職報償金に充当したいものです。

5ページをお願いします。3、歳出です。主なものについて説明させていただきます。2款1項13目18節交流人口拡大補助金の50万円は、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、町外の学生や社会人などで構成されたクラブ、サークル等が町内に宿泊して、地域との交流活動等を行う場合に、宿泊費の一部を補助したいものです。3款1項8目価格高騰緊急支援給付金事業費1,220万円、調整給付金に不足が生じた方に支給する不足額給付を行うものです。6月定例会において補正予算を計上させていただきましたが、給付金算定システムを改修し、改めて対象者を抽出したところ、前回の補正額を上回ってしまったため、増額をしたいものです。5款3項1目水産業振興費385万円は、水産関係地方公共団体交付金海業取組促進事業が国に採択されたことにより、関係予算を計上させていただきました。主には12節委託料になりますが、海釣りGOを活用したイベント開催業務委託、はんばた市場に水揚げされた魚を活用した商品開発事業委託金、海業推進事業の経済効果測定事業委託にそれぞれ100万円を計上するものです。なお、財源内訳は国庫補助金となります。5款3項2目10節需用費250万円、構内施設修繕費は、大浜海岸護岸修繕やその他の修繕に対応するが、不足が生じたため増額をするものです。6款1項3目8節特別旅費の110万円は静岡県セミナーが台湾の澎湖県で実施するにあたり友好交流協定を締結している当町も観光PRを実施し、誘客につなげるためのために計上するものです。また、昨年度に中学生交流を実施している美和中学校や澎湖県政府への面会をあわせて実施する予定です。9月12日から16日までの4泊5日となっています。8款1項2目7節報償費400万9,000円、消防団員退職報償報奨金については、当初予算請求時において、退団される団員が不明であったため、過去5年の平均値で計上しておりましたが、実際に退団された団員で算出したところ、予算不足となりましたので、増額をしたいものです。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、浅賀元希君。

○8 番（浅賀元希君） 5 ページをお願いいたします。5 ページの一番上ですね、まちづくり推進費の、先ほど交流人口拡大補助金ということで、50 万円説明がありましたけども、これ具体的にどのように運営するっていうか、団体に助成金を出すのか。それと助成金はどこから支出、どこって言うのはですね、団体にどっか委託して実施するのか、その辺の中身について説明をお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。交流人口拡大の補助金でございますけれども、こちらにつきましては、まず補助金の概要でございますが、対象となる人数がですね、1 回の合宿に参加したものの延べ宿泊者数が 20 人以上の場合、ただし 20 人以下でも 1 団体の年間の延べ宿泊者数が 50 人以上である場合は対象ということで、今現在、検討しております。その団体がですね、どういう活動する場合に対象となるかということでございますけれども、大学のゼミや会社の部活動の合宿などが対象となりまして、合宿期間中に町内の学校もしくは団体等との交流活動または地域住民を対象とした文化スポーツ教室を実施するもの、それから町内の農水産業体験やものづくり体験などへ参加するもの。あと町内で開催されますお祭り、それからイベント、ボランティア活動またはレジャー体験等へ参加するものなど、いずれかのですね、地域交流事業を行う合宿であるということを対象として助成をしたいと考えております。この事業につきましては、町が受付けをする、主体となります。まず宿泊事業者の方にですね、こうした団体が宿泊されるというような情報をですね、宿泊事業者からいただき、その団体に町の方がですね、申請書を送るなりして申請を受け付け、町から直接広報するという流れで進めていきたいと考えております。

○議長（高橋敬治君） 8 番、浅賀元希君。

○8 番（浅賀元希君） 今の最後のところの説明ですと、たまたま来た方に何か助成金がありますよということで、申請してくださいっていう話だったんですけども、むしろ反対にですね、促進のためには、こういった、西伊豆町では団体についてこういった助成がありますとかってということで、促進を図るべきだと思うんですけども、その辺のPRについてはどのよ

うに考えているのかお伺いします。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） この4月1日からスポーツ合宿の補助金を開始したんですけれども、それについては町のホームページ等で広く周知しておりまして、それなりに実績も上がっております。こちらの補助金につきましても同様に、町のホームページ等を使いですね、周知して参りますが、観光協会の以前、理事会等でも参加したときにも、こうした補助金が欲しいというような要望もございましたので、例えば、町からの発信だけでなく、観光協会を通じてですね、そうした補助金がありますよというようなPRについてはしていきたいかなと考えております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第42号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）は原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって議案第42号は原案の通り可決されました。

◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これにて令和 7 年、第 3 回西伊豆町議会臨時会を閉会します。
皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前 1 1 時 1 0 分